

第69回税理士試験 消費税法  
第一問(理論)解答

問1 (20点)

(1)について
イについて
1. 輸取出引等の範囲 (5点)
(1) 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
(2) 外国貨物の譲渡又は貸付け ((1)を除く。)
(3) 国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信
(4) 専ら(3)の輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で船舶運航事業者等に対するもの
(5) (1)~(4)の資産の譲渡等に類するものとして一定のもの
2. 適用を受けるための要件 (2点)
この規定は、その課税資産の譲渡等が輸取出引等に該当するものであることにつき、次に掲げる書類等により証明がされたものでない場合には、適用しない。
(1) 上記①(1)の場合・・・税関長から交付を受ける輸出許可書等
(2) 上記①(1)の場合で郵便物として輸出した場合・・・郵便物に関する一定の事項を記載した帳簿又は書類等
(3) 上記①(3)の場合・・・一定の事項を記載した帳簿又は書類
(4) (1)~(3)以外の場合・・・契約書その他の書類で一定の事項が記載されているもの
ロについて (3点)
輸取出引は、資産の譲渡直前の所在地が国内であるため国内取引に該当し、課税取引となる。しかし、消費地課税主義の原則により、国外で消費される取引について日本の消費税を課することはできない。
また、輸取出引に消費税を課した場合、国外の事業者に日本の消費税を負担させることとなり、国外事業者との価格競争力の低下につながるため、日本の消費税を課することはできない。
上記の理由から、輸取出引については、消費税を免除することとしている。

問 1 (続き)

A large rectangular area with a solid black border and horizontal dashed lines, intended for writing an answer. The area is empty and occupies most of the page.

問1 (続き)

A large rectangular area with a solid black border and horizontal dashed lines, intended for writing an answer. The area is empty and occupies most of the page.



問2 (30点)

(1)について
イ. 簡易課税制度の適用要件 (6点)
事業者(免税事業者を除く)が、その納税地の所轄税務署長にその基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について、この規定の適用を受ける旨を記載した簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間を除く)については、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、原則の規定にかかわらず、一定の方法により計算した金額とする。
この場合において、その金額はその課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。
ロ. 消費税簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合 (4点)
簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、次の場合に該当するときは、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、簡易課税制度選択届出書を提出することができない。
(1) 調整対象固定資産の仕入れ等に係る課税事業者選択不適用届出書の提出制限を受ける場合
(2) 新設法人又は特定新規設立法人がその基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合
ハ. Aの翌課税期間における簡易課税制度の適用について (4点)
Aは、本年末までに簡易課税制度選択届出書を提出しており、本年において調整対象固定資産である製造用機械を取得しているが、課税事業者選択届出書の提出はなく、新設法人及び特定新規設立法人にも該当しないため、上記ロの届出書の提出制限の規定は適用されない。しかし、翌課税期間の基準期間における課税売上高が、 $(25,000,000円 + 30,000,000円) \times 100/108 = 50,925,925円$ であり5,000万円を超えることから、上記イの適用要件を満たさないため、簡易課税制度を適用することはできない。

問 2 (続き)

A large rectangular area with a solid border and horizontal dashed lines, intended for writing the answer to Question 2.

問2 (続き)

(2)について
1. 事業の意義 (各1点)
(1) 第一種事業
卸売業 (他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業) をいう。
(2) 第二種事業
小売業 (他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で(1)の事業以外のもの) をいう。
(3) 第三種事業
次に掲げる事業 ((1)及び(2)の事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く。) をいう。
① 農業 ② 林業 ③ 漁業 ④ 鉱業 ⑤ 建設業 ⑥ 製造業 (製造した棚卸資産を小売する事業を含む。)
⑦ 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業
(4) 第五種事業
次に掲げる事業 ((3)の事業に該当するものを除く。) をいう。
① 運輸通信業 ② 金融業及び保険業 ③ サービス業 (飲食店業に該当するものを除く。)
(5) 第六種事業
不動産業 ((1)～(4)の事業に該当するものを除く。) をいう。
(6) 第四種事業
(1)～(5)の事業以外の事業をいう。
2. みなし仕入率 (2点)
(1) 第一種事業・・・90%
(2) 第二種事業・・・80%
(3) 第三種事業・・・70%
(4) 第四種事業・・・60%
(5) 第五種事業・・・50%
(6) 第六種事業・・・40%

問 2 (続き)

A large rectangular area with a solid border and horizontal dashed lines, intended for writing the answer to Question 2.

問2 (続き)

(3)について
1. 控除税額 (3点)
その課税期間の課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等及び輸出免税等の規定により消費税が免除されるものを除く。)に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額からその課税期間における売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額に、みなし仕入率を乗じて計算した金額とする。
2. みなし仕入率
(1) 原則 (2点)
売上げに係る消費税額のうちそれぞれの事業に係る消費税額にそれぞれの事業に係るみなし仕入率を乗じて計算した金額の合計額の占める割合とする。
(2) 特例 (2点)
次の場合には、それぞれに掲げる区分に応じそれぞれに定める割合をみなし仕入率とすることができる。
① その課税期間の課税売上高のうち特定一事業の課税売上高の占める割合が75%以上である場合には、その特定一事業のみなし仕入率
② その課税期間の課税売上高のうち特定二事業の課税売上高の占める割合が75%以上である場合には、売上げに係る消費税額のうち次の金額の合計額の占める割合
イ その特定二事業のうち、みなし仕入率の高い事業の売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額
ロ 売上げに係る消費税額からイの事業に係る消費税額を控除した金額に特定二事業のうちみなし仕入率の低い事業のみなし仕入率を乗じて計算した金額
3. 事業の種類ごとの区分をしていないものがある場合 (1点)
複数の事業を営む事業者が、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く。)で、当該資産の譲渡等につき事業の種類ごとの区分をしていないものがある場合には、その区分をしていない事業のうち最も低いみなし仕入率の事業に係るものとして、みなし仕入率を適用する。

問 2 (続き)

A large rectangular area with a solid black border and horizontal dashed lines, intended for writing the answer to Question 2. The area is empty and occupies most of the page.